

防衛調達と情報セキュリティ



公益財団法人 防衛基盤整備協会

Defense Structure Improvement Foundation

平成24年度情報セキュリティ川柳入選作品

本年度、当協会が募集しました情報セキュリティ川柳の入選作品は、次のとおりです。

25年度も募集する予定です。詳しくはホームページをご覧ください。

平成24年度 情報セキュリティ川柳作品



知らぬ間に 声に出してる パスワード

ペンネーム 一本杉

「ここだけ」が「ここから」になる 人の口

ペンネーム ラッキー・ミッキー

情報を取ったつもりが 盗られてる

ペンネーム ちくちゃん

ネット上 覗き・空き巣が 横行し

雅号 凡辰

クリックを 狙う釣り針 うまい餌

ペンネーム ちくちゃん

アニメマス どの祭りとも 聞く部長

雅号 お面祭り

主催 公益財団法人 防衛基盤整備協会



目 次

1	寄稿論文	
	「建設工事における入札契約制度の現状とそのあり方について」 1
	東洋大学 法学部教授 弁護士 大森 文彦 氏	
2	平成 24 年度 防衛装備品の生産調達に関する講演会	
	「防衛生産・技術基盤戦略について」 8
	防衛省 経理装備局 装備政策課長 川崎 方啓 氏	
3	平成 24 年度 業務実施状況	
	情報セキュリティ技術セミナー 14
	(1) 「なぜ防げない、サイバー攻撃—その偽装と隠蔽のテクニックとは？」	
	トレンドマイクロ株式会社 セキュリティエバンジェリスト 染谷 征良 氏	
	(2) 「スマートデバイスに求められるセキュリティ対策」	
	株式会社シマンテック総合研究所 代表取締役社長 山内 正 氏	
	(3) 「サイバー攻撃の脅威とその対応」 15
	独立行政法人 情報処理推進機構 情報セキュリティ技術ラボラトリー 研究員 青木 眞夫 氏	
	(4) 「高度なサイバー攻撃の特徴を踏まえた対策の考え方について」	
	情報セキュリティ大学院大学 客員研究員 岩崎 正治 氏	
4	掲示板 16
	(1) 防衛調達講習会「入門編」実施予定	
	(2) 防衛調達講習会「専修科」実施予定	
	(3) 詳細は、当協会のホームページをご覧ください。	
	(4) 機関誌「防衛調達と情報セキュリティ」休刊のお知らせ	
5	編集後記 17

【寄稿論文】

建設工事における入札契約制度の現状とそのあり方について

東洋大学 法学部教授
弁護士 大森 文彦

1. はじめに

建設工事における入札契約制度のあり様は、古くから議論されていて、一見すると、出口のない問題のようにも見えますが、そうではないと思います。入札契約制度のあり様は、時代とともに変化すると考えられるからです。すなわち、建設工事の入札契約制度は、適正な調達（工事）をするための手段ですが、「適正さ」は時代とともに変化します。したがって、入札契約制度も、時代に合わせて変化させていく必要のあることは自明のことだと思います。

また、適正な建設工事の調達は、長期的に見た場合、調達の担い手である建設産業（設計界も含む）の健全性と密接に関連します。すなわち、建設産業が健全でないと、インフラなどの品質が確保されなかったり、万一の事態（事故・災害など）への対応ができなくなったりなど、広く一般国民の生活に悪影響が出ることは容易に想像できます。つまり、建設産業のあり様は、工事成果物の品質そのものだけでなく、広く一般国民の生活に影響を及ぼす問題である、と言っても過言ではないと思います。したがって、建設工事における入札契約制度の現状やそのあり方については、建設産業政策という視点を避けては通れません。すなわち、建設産業のあり様が国民生活に影響を与える以上、国として取り組むべき産業政策が重要になりますが、最近、「建設産業政策2007」（以下「政策2007」といいます）、「建設産業の再生と発展のための方策2011」（以下「方策2011」といいます）及び「建設産業の再生と発展のための方策2012」（以下、「方策2012」といいます。また、これら政策・方策をあわせて「政策・方策」といいます）が公表されています。そして、その中で入札契約制度についても言及しています。

そこで、本稿では、建設工事の入札契約制度について、建設産業政策という視点から、入札契約制度に関係すると思われる政策・方策について簡単に紹介し、その上で、若干の私見を述べたいと思います。なお、本稿における私見は、関係法令・指針などとの整合性は特に意識していないことを、あらかじめお断りしておきます。

2. 建設産業政策との関係について

政策2007、方策2011及び方策2012は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」や「公共工事の品質確保の促進に関する法律」などをベースに、その時々状況を踏まえつつ、適切と考えられる政策なり方策を打ち出しています。以下、簡単に紹介します。

(1) 政策2007における入札契約制度の取扱い

政策2007は、以下のような基本的な考え方を採用しています。

- ① 「技術と経営を磨き、より良い仕事をしたことが次につながるような「良い循環」を作る」こと
- ② 価格と品質が総合的に優れた最も価値の高い調達を実現すること

- ③ 談合等不正行為のない、公正性、透明性、競争性の高い入札契約制度を導入すること

そして、この基本的視点をもとに、以下のような方向性が示されました。

- ① 価格と品質、技術と経営による競争の促進
- ② 地域の実情に応じた入札契約制度の見直し
- ③ 低価格入札対策の強化

(2) 方策 2011における入札契約制度の取扱い

政策 2007の4年後の状況変化も踏まえ、より具体的な方策が、方策 2011として定められました。入札契約制度に関係すると思われる項目は、以下のとおりです。

① 地域維持型契約方式の導入

災害対応、除雪、インフラの維持管理などを行える企業が減少し、最低限の維持管理等まで困難となる地域が生じるおそれがあるという現状認識のもと、地域の建設企業を確保するため、地域維持事業を包括して発注する方式、「地域維持型JV」（仮称）等新たな契約方式を提唱しています。

② ダンピング対策等の強化

いわゆるダンピング受注がまだ存在するという現状認識のもと、それが結果として工事の品質の確保に支障をきたすおそれがあることを指摘の上、その対策として、新たな低入札価格調査基準価格の設定・予定価格等の事前公表の取りやめなどを提唱しています。

③ 落札決定の効率化（段階選抜方式）

一般競争における競争参加者数が多くなり、受・発注者双方にとって、入札契約段階における事務負担が増加しているという現状認識のもと、総合評価を活用する工事においては、競争性を維持しながら契約の相手方をより合理的・効率的に選定できる、段階選抜方式の活用を提唱しています。

④ 下請企業の技術力の適切な評価

専門工事の施工内容が特に重要な工事において、下請企業の技術力を適切に評価するため、下請企業等の技術提案を審査する総合評価方式（特定専門工事審査型総合評価方式）の活用の推進を提唱しています。

⑤ 下請企業の見積を踏まえた入札方式の活用等

下請工事の適正な施工を確保するため、下請企業の見積を踏まえた入札方式等の試験的施行を提唱しています。

⑥ 受発注者間の建設業法令遵守ガイドラインの策定

建設業法の趣旨がまだ十分に認識されていないという現状認識のもと、受・発注者間の契約の適正化は、エンドユーザーにとっても利益になることから、受・発注者間の建設業法令遵守ガイドラインの早期策定及びその活用を提唱しています。

⑦ 多様な発注ニーズに対応した契約方式等

設計や施工に関する発注ニーズは、これまでの総価契約に加え、CM、設計施工一括など多様化してきていることを指摘し、これらに対応した契約方式、約款の研究開発の必要性を提唱しています。

(3) 方策2012における入札契約制度の取扱い

方策2012は、東日本大震災の影響を踏まえ、建設産業に求められるのは、「足腰の強さ」と「多様なニーズ・役割への対応」である、という認識のもと、方策2011を補う形で定められています。

すなわち、建設投資の急激かつ大幅な減少のもと、受注競争激化→就労環境の改善に取り組む企業ほど競争上不利→企業としての生き残りを図るためのダンピング受注、という悪循環に陥っていることを指摘し、このような悪循環を断ち切るための方策を提唱しています。

また、構造的な対策として、「若年者の入職を促進」する方策の必要性を強調しています。

そして、現在の入札契約制度は、受注側の施工力の継続性、安定性まで要請していないことや、技能労働者の就労環境や下請契約の相手方との関係まで含めた受注者の適格性や社会性について、十分な評価がなされているとはいえないという現状認識を示しています。

これらの認識のもと、入札契約制度に関連して定められた具体的方策は、以下のとおりです。

① 公共調達の基本理念の明確化

個々の発注に係る工事の品質の確保が図られることに加え、企業の施工力の継続性や人材確保への配慮を行うことが発注者としての責務であることを、公共調達の基本理念として明確化することを提唱しています。

② 透明かつ効率的・合理的な競争環境の整備

公共工事の入札について、効率性・合理性（トータルコストの削減）、透明性等の観点から総合的に検討するとともに、「人を大切にする施工力のある企業」が適正に評価されるようにすべきことを提唱しています。

③ 専門工事業者等の新たな評価の仕組みの導入

工事を請け負う企業に対する評価を行う仕組みとして、専門工事業者等の新たな評価の仕組みを導入することを提唱しています。評価の項目としては、登録基幹技能者など技能労働者の雇用状況や施工実績、若年者の継続的な雇用や育成の状況、社会保険加入状況などが挙げられています。

④ 適正な価格による契約の推進（ダンピング対策の徹底及び市場価格の上昇局面における対応）

発注者・受注者間における建設業法遵守ガイドラインの更なる周知を図ること、及び市場の状況に対応した価格（いわば「適正な時価」）による契約がなされることの必要性を強調しています。

⑤ 下請契約における支払の透明性の確保

「人を大切にする施工力のある企業」の育成のためには、内訳の明確化、専門工事業者の見積りなど、下請契約における支払の透明性、客観性の確保に資する環境整備が必要であり、一方、専門工事業者においても、見積書の作成や書面契約の徹底など、書面化を推進するよう努力することが重要であるとの認識のもと、法定福利費と適切な賃金が確保される仕組み、「施工条件・範囲リスト」（建設生産システム合理化推進協議会作成）の活用、設計施工一括発注方式、オープnbック方式、コスト＋フィー方式などの検討を提唱しています。

⑥ 予定価格の算定など調達に関する課題への対応

時代のニーズにあった公共工事の調達方式を実現するため、予定価格を上限とする価格による競争を原則とする現行の会計制度との整合性や多様な契約方式を運用するために改善を要する課題についても併せて検討する必要があることを強調しています。

⑦ 単価・数量精算契約等の活用

工事請負契約の契約方式としては、総価契約が主流となっているが、平成22年度より総価契約単価合意方式が導入されていることを指摘し、総価以外の契約方式が当事者間で円滑に活用できるよう、総価を前提として規定されている建設業法等の関係規定の適用のあり方や、望ましい契約書の規定方法などの検討の必要性を提唱しています。

(4) 政策・方策の底流にあるもの

冒頭にも触れましたが、入札契約制度は、適正な調達的手段であり、目的ではありません。そして、直近の目的は、適正な調達ですが、遡って考えれば、そもそもの大目的は、「国民の生活を守る」ことにあると思います。建設産業に的を絞って考えると、建設産業で働く人々も国民なら、工事の成果としてのインフラ等を利用するのも国民です。そこで、両国民の生活を守るためには、建設産業に働く国民の生活とインフラ等を利用する国民の生活の両方を満足させるための解が必要です。

この点、「よい仕事をすれば報われる」は、一つの解としてあり得ると思います。政策2007の「より良い仕事をしたことが次につながるような「良い循環」を作る」という視点です。この点、そもそも建設工事の場合、良い工事をしたとしても、必ずしも次にはつながりにくい状況にあります。不特定多数を相手にする一般の商品であれば、消費者によって「良い商品」と「悪い商品」が選別されますが、建物やインフラの場合、たとえ「良いもの」を作っても、良いということが国民には伝わりにくいからです。そこで、せめて入札契約制度において、「よい仕事をしたことが次につながる」仕組みを考える必要があると思います。

一方で、入札契約制度という具体的手段に的を絞ったとき、公共工事の入札契約制度は、「工事を実施する者を選ぶ」という制度であるため、そこに偏りや恣意があってはならないことは当然です。そこで、入札契約制度には、「公正性」や「透明性」が求められますし、自由競争社会を前提にする以上、「競争性」も求められます（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第3条を参照）。政策2007の「談合等不正行為のない、公正性、透明性、競争性の高い入札契約制度を導入する」という視点です。

また、そもそも入札契約制度で実現しようとしているものは、「発注者の要求」の実現だと思います。例えば、建設工事を発注する場合、発注者の要求としては、価格だけでなく、目的物の品質も重要な関心事であることは自明です。したがって、単に価格さえ安ければよいというものではなく、価格と品質のバランスがとれたものを調達することが求められます。政策2007の「価格と品質が総合的に優れた最も価値の高い調達を実現する」という視点です（公共工事の品質確保の促進に関する法律第3条第2項を参照）。このように「発注者の要求を満足するものを調達すること」が入札契約制度では重要と考えられます。

さらに言えば、インフラが損傷を受けたとき、民間で真っ先に復旧する役割を担うのが建設業です。先の東日本大震災でも最先端で体を張って、道路等の復旧に当たったのも建設業であったことは、記憶に新しいことだと思います。また、港や空港、道路等に万一のことがあり、急ぎ復旧しなければならないとき、大型の建設機械が必要となりますが、そのような機械は、通常、滅多に使用しないため、所有している企業が少くなり、いざというときに機械がない、又は、たとえ機械を調達できたとしても、操縦技能者がいないといった事態になる可能性がない訳ではありません。しかし、そうなったら、国民の生活を守るという国の基本的あり方からして問題があると言わざるを得ないと思います。

あらゆる企業は、必ず何かの社会的役割を果たして、その役割はそれぞれ異なっています。この視点から見ると、建設業は、インフラの整備を含む住空間の提供はもちろんのこと、それに加えて、万が一の事態（事故、災害等）に遭ったときに重要な役割を担う存在といえます。一方、国のあり方としては、万が一の事態において、建設業をどれだけあてにするか、という問題に直面せざるを得ません。建設業をあてにしないのであれば、それに代わる仕組みを考える必要がありますが、建設業をあてにするのであれば、それなりの手立てを考える必要があります。今のところ、建設業に代わる仕組みはありません。そうだとすれば、国としては、万が一の事態に遭遇したときの国民の生活を守る、という視点から、建設産業の政策を立てる必要性は極めて高いと思います。

ところで、政策・方策で示された視点なり問題に対する一つの解は、「工事の品質確保のほか企業の施工力の継続性や人材確保への配慮を行うことは、発注者の責務である」（方策2012）という認識だと思います。企業の施工力の継続性がなければ、長期的には、工事の品質が確保できないことはもちろん、万が一の事故や災害時にも対応できないことは明らかです。また、建設産業の人材が確保できなければ、長期的にみて、工事の品質確保や万が一の事態に対応できないことも明らかです。つまり、企業の施工力が継続することや人材が確保されることは、長い目で見て、国民全体の利益になるため、発注者としても、この点について積極的に配慮すべきです。

企業の施工力の継続性や人材確保が発注者の責務であれば、発注者として、これらの責務を特定のプロジェクトの要求事項に取り込むことも可能になると思います。あるプロジェクトに要求事項があれば、その要求事項を入札にも反映させるべきです。この点、価格競争だけでは反映できませんが、総合評価方式であれば、様々な要求事項を評価項目に取り込むことによって反映させることも可能になると思われます。

もっとも、要求事項が複数あるとき、複数の要求を一つの入札契約で実現することは、たとえ総合評価方式であっても不可能だと思います。入札参加企業のうち、複数（とくに多数）の要求を全て満足する企業はなく、そのほとんどがいくつかの要求を満たしているにすぎないため、結果的にいずれの企業も同じような評価点にしかならない可能性が高いからです。

そこで、たとえば「人材確保への配慮」として「若手技術者が工事責任者になる」ことをあるプロジェクトで要求するといった方法もアイデアとしてはあり得ると思います。当然、若手技術者で達成できる品質レベルの工事であることが前提となりますが、当該要求達成のために、若手技術者を一定割合ないし一定数雇用する企業のみ参加できるとしたり、若手技術者の割合や数を総合評価の項目に入れ、当該項目への

配点を多くするなどの工夫も考えられます。また、建設機械を多用するプロジェクトにおいて、「建設機械の保有促進」を要求事項にすれば、建設機械を一定数保有する企業のみ参加や評価点数を多くするなどの工夫も考えられます。ただ、いずれも会計法令などとの整合性を図る必要があることは言うまでもありません。

3. 品質確保との関係について

ある公共施設の工事発注に限定して見ると、当該工事の品質を確保することの重要性は言うまでもないと思います。品質が確保されなければ、当該施設を利用する人々の生命、身体的安全等が損なわれるおそれがあるからです。したがって、公共工事の入札においては、目的物の品質が確保されることが重要な目的であることに疑いをはさむ余地はありません。

ところが、つい最近まで、入札契約制度といえば、価格競争でした。価格だけの競争は、品質確保の観点からすると、入札に参加する者全員が発注者の要求する品質を満足するという前提に立っていると考えるほかありません。

しかし、品質にグレードがあることは、例えば、公園に公衆トイレを作る場合と超高層ビルを作る場合とでは求められる品質が全く違うことなどからも明らかです。つまり、発注者の要求の内容によっては、必ずしも全ての施工者ないし設計者が当該要求を実現できる能力があるとは限らないことも自明です。

このように、価格による自由競争だけでは、発注者の要求を実現するための方法としては、必ずしも十分とは言えませんし、ケースによってはむしろ適さないことがあることも明らかです。

この点、総合評価方式は、まだ改良の余地はあるものの、品質確保の観点からすると、発注者の要求を実現する方法として様々な可能性を秘めた方法だと思えます。

4. 契約形態の多様性との関係について

契約は、いわば契約当事者間のルールですので、各契約当事者の要求があれば、それが反映されたルールにすべきです。したがって、これまで多く行われてきた設計・施工分離方式だけでなく、プロジェクトごとの発注者の要求に応じて、適宜、CM方式や設計・施工一括方式などの採用も検討すべきです。

また、工事請負契約の報酬額（工事代金額）は、これまでほとんどが総額いくらという形で決められてきました（これを「総価方式」といいます）。しかし、工事請負契約は総価でなければならないかといえば、そうではありません。請負契約の報酬額の決め方は、契約自由の原則からして、当事者の自由です。

この点、私見としては、将来的には、単価・数量精算方式をもっと採用するケースがあってもよいと考えています。実際に現場で施工してみないと数量が把握できない工事はよくありますが、こうした工事を総価で決めると、数量不明のリスクを受注者に負わせたまま競争させることとなりますが、予測もできない事項について競争させることの不合理性は明らかです。この点は、建設業の近代化にとって極めて重要なポイントになると考えています。

さらに言えば、報酬額を「時価」とする契約も、民法上は有効であることをご存じの方はそう多くはいらっしゃらないようです。この「時価」も、ケースによってはかなりの合理性を持つことがありますが、この点に関しては別の機会に譲りたいと思います。

5. 元請・下請関係について

入札契約は、発注者と元請の契約関係であるため、従来、元請の能力だけが関心事でした。しかし、工事の品質は、元請と下請の共働によって達成されるものです。すなわち、設計図書に記載されている品質を確実に現実化する役割は、元請と専門工事業者では全く異なります。専門工事業者は、いわばオーケストラでいうところの演奏者（プレイヤー）そのものですが、元請は、指揮者とも言える存在だと思います。つまり、専門工事業者では実際に手を動かす技能者の力量が問われ、元請は技能者の力が十分発揮できるよう適切な計画・段取りをする力量が問われます。このように、施工上の品質は、元請と下請が一体となって確保すべきものです。

したがって、入札契約制度において専門工事業者が評価される仕組みの重要さは明らかだと思います。

ただ、専門工事業者の評価には、企業としての評価と技能者個人の評価という2つの観点があることに注意する必要があると思います。

6. おわりに

以上、建設工事における入札契約制度の現状とそのあり方について、感想めいた話も含め、若干の私見を述べさせていただきましたが、冒頭でも述べたとおり、入札契約制度は、様々な要請とも複雑に関係し、また時代とともに変化するため、即効薬的な対策はないとも言える状況にあると思います。したがって、大切なことは、考えられる対策を一つ一つ地道に着実に実施し、それをフィードバックすることだと思います。建設工事における入札契約制度がよりよい制度となることを願っています。

防衛生産・技術基盤戦略について

防衛省 経理装備局 装備政策課長
川崎 方啓

はじめに

ご紹介をいただきました川崎でございます。

本日は、防衛生産・技術基盤戦略に関し、これを考えるに至った経緯や部外有識者委員による研究会の最終報告についてお話をさせていただきます。

1 これまでの経緯

防衛省におきましては、防衛装備品の取得について、従来から検討課題と受け止めておりまして、総合取得改革推進委員会という検討の枠組みが設置されました。これは、過去の過大請求事案や調本事案への対応などを踏まえつつ、他方で軍事科学技術の発展など、いろいろな諸環境の変化に対応して研究開発から調達・補給、あるいはそのライフサイクル管理に関する諸施策について抜本的な改革を進めるということを目的として、平成15年9月に設置しました。

その後、この委員会において検討をいろいろ進めてきましたが、問題の重要性に鑑み、さらに検討の促進を図るため、平成19年10月に防衛大臣の指示を踏まえて、総合取得改革推進委員会の下にプロジェクトチームを設置しました。

総合取得改革推進委員会は、防衛大臣を委員長とする委員会で、また、プロジェクトチームは、防衛副大臣をチーム長とするプロジェクトチームで、それぞれ検討を進めてきました。

平成20年3月には、その時点でのプロジェクトチームとしての検討成果を報告書という形で取りまとめましたが、その後もさらに検討を進め、平成22年6月に契約制度研究会を設置しまして、そこから契約制度について議論を重ねて今日に至っています。

平成22年9月には、プロジェクトチームの報告書を再度取りまとめまして、一つには装備品の構想段階からメンテナンスや教育訓練、あるいは能力向上といったことを見据えて装備品の取得を検討していくことが必要であるとの認識の下、関係の部署で構成するIPTという方式による取得スキームの拡大について取りまとめました。また、ランニングコストも含めた費用対効果を最大限に発揮するため、装備品のライフサイクル・コストを把握・管理する態勢を整備することについても取りまとめたところです。もう一つは、可動率や安全性といった装備品のパフォーマンスの達成に対して対価を支払う契約形態として、PBLという新しい契約の手法についての導入可能性を検討するという事などを打ち出したところです。

他方で、この報告書の中では防衛生産・技術基盤の維持・育成ということも取りまとめており、防衛生産・技術基盤が防衛を支える重要な役割を果たしているということを改めて認識した上で、平成22年9月の時点における厳しい財政事情を踏まえると国内にすべての防衛生産・技術基盤を保持することは極めて困難であり、安全保障上の重要性や国内産業の競争力強化の観点から国内に保持すべき重要な防衛生産基盤、あるいは技術基盤を特定し、その分野の維持・育成に注力する必要がある、いわゆる選択と集中ということですが、これらを報告書として取りまとめました。

これを踏まえ、平成22年11月に防衛生産・技術基盤に関する研究会を設置しまして、

それから約1年半の議論を経て、今年（平成24年）6月に研究会の報告書が取りまとめられました。

2 防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画

平成22年12月には、現在の防衛計画の大綱、それから中期防衛力整備計画が閣議決定されました。この防衛計画の大綱や中期防衛力整備計画に示されている装備品取得に関する事項は、大きく分けて四つの分類に分けられます。

まず1番目に防衛装備品をめぐる国際的な環境変化に対する方策の検討として、国際平和への貢献、あるいは国際的な協力、これは例えばPKO活動などを念頭に置いておりますが、自衛隊が外国で活動を行う際に携行したブルドーザーのような重機などの装備品を現地で活用するという、あるいは装備品を被災国に供与する、といったことを通じ、より効果的に国際平和協力ができる機会が増加しているという議論がありました。

また、国際共同開発や生産に参加することで、装備品の高性能化を実現しつつ、コストの高騰に対応することが先進諸国で主流になっており、これにも対応していくような方策についても検討するということが、政府として決定されました。

2番目としまして、防衛生産・技術基盤の維持・育成として、安全保障の重要性の観点から、防衛生産・技術基盤の維持・育成に注力することにより、安定的かつ中長期的な防衛力の維持・整備を行うため、戦略を策定することが示されました。

3番目は、効率的かつ効果的な装備品の取得の推進として、取得の効率化を図るという観点から、契約に関する制度の改善や短期集中、あるいは一括の調達、いわゆるまとめ買いですが、そういった調達方式の一層の採用を図るなど、調達価格を含むライフサイクルコストの抑制を徹底して費用対効果を高めることが示されたところです。

4番目は、装備品等の運用基盤の充実として、装備品の維持・整備を効率的かつ効果的に行うため、また、装備品の可動率を高い水準で維持するため、防衛力の運用に不可欠な装備品の運用基盤の充実を図るということが示され、中期防衛力整備計画にあっては新しい契約方式として先ほど述べましたPBLの導入についても示されました。

防衛計画の大綱は昭和51年以来、何度か改定をされておりますが、このような形で具体的に防衛生産・技術基盤について言及されたことは初めてで、過去、防衛省内の委員会を設置をして議論を続けてきたものが、大きな柱として、防衛計画の大綱・中期防衛力整備計画の中で整理された形で盛り込まれ、現在に至っているとご理解をいただきたいと思います。

3 防衛装備品をめぐる国際的な環境変化に対する方策の検討

防衛装備品をめぐる国際的な環境変化に対する方策の検討に関しましては、「防衛装備品等の海外移転に関する基準」についての内閣官房長官談話が、平成23年12月に発出されました。

この談話につきましては、我が国の安全保障に資する国際共同開発・生産については、我が国との間で安全保障面での協力関係があって、その国との共同開発・生産が我が国の安全保障に資する場合に実施することとする。ただし、その案件について共同開発あるいは生産の参加国による目的外使用、あるいは第三国への移転ということについては、日本国政府による事前同意を担保するなど厳格な管理が行われるということを前提と

して行われることとされています。したがって、例えばこれまでもBMDに関しましては日本とアメリカの間で共同研究・開発が行われておりますが、これは個別に内閣官房長官談話で例外化されました。新たな談話では、いわば包括的に例外化がなされており、こういった基準を定めたところが、新しいということでございます。

また、国際平和協力の際の装備品の海外移転についても、この基準の中で定められており、カンボジアに初めてPKOを派遣して以来、個別に内閣官房長官談話等で自衛隊の装備品を海外へ持っていくということについて、あるいは海外へ提供するという事について、個別に政府としての意思決定をしてきました。そのため、談話という形で包括的に例外化したということでございます。

4 効果的かつ効率的な装備品等の取得の推進

効果的かつ効率的な装備品等の取得の推進は、主として契約における制度が課題になりますので、これは契約制度研究会で議論を続けております。契約制度研究会では、これまでに3回にわたり報告書がとりまとめられていますが、このうち9月に報告された第3回報告の概要について説明してまいります。

第3回の報告書では、これまで、本研究会からその片務性を指摘されてきた防衛省が企業の皆様と契約をするときの超過利益返納条項付き契約の適用の基準につきまして制度の改正を行ったことが報告されております。改正の内容といたしましては、平成24年度以降締結をする競争契約については、超過利益返納条項という特約の付帯を原則として廃止するというところでございます。これにより制度の改善を図っております。

次に、企業側のコストダウン・インセンティブを引き出す制度としては、現在インセンティブ契約制度を試行しておりますが、その利便性や活用性をより高めるという観点から、ご提案の有効期間の延長、あるいはインセンティブ料率のアップについて引き続き検討するようにとの提案を受け、引き続き検討している状況でございます。

それから、まさに企業側にとってコストダウンのための投資をしやすい環境を作るという観点から、随意的な契約方式の適用が実現される条件などを検討しなさいということをご提言いただいております。会計法の中では、随意契約のできる場合が列挙されておりますが、平成18年に財務大臣から「公共調達適正化について」という文書が発出されまして、安易な随意契約の締結を見直し、入札や契約に係る手続きの一層の厳格な取扱いを行なうこととされたわけです。

ただ、防衛調達の場合は非常に特殊で、他の省庁が物を買うような競争的な市場環境ということではないケースが圧倒的多数です。そこで、コストダウンのための投資というのを企業がやりやすくし、その結果として防衛省側も経済的に物品を調達できるようにするには、「公共調達適正化」を踏まえ、防衛省においてかなり厳しく制限しております随意的な契約方式をもう少し広く考えてもいい場合があるのではないかと。このような問題意識の下、具体的にどのようなケースで随意的な契約を適用することが「公共調達適正化」の趣旨と整合するのかが議論するようにとの提言がありましたので、これについても引き続き検討しているところでございます。

最後は、複数年度契約の検討でございます。いわゆる複数年度契約は、企業にとって非常に計画が立てやすいことから要望がございます。このような観点からPFIやPBLの制度の活用を含めて、複数年度契約について検討し、あるいは実施するよう提言がございました。PFIにつきましては、昨年5月にPFI方式によりXバンド衛星通信

整備事業を推進するプロジェクトチームを設置し、現在、契約に向け様々な手続きを実施しております（※Xバンド衛星通信整備事業は、平成25年1月15日付で事業契約を締結）。

5 装備品等の運用基盤の充実

装備品等の運用基盤の充実に関しましては、先ほど述べましたPBLという手法につきまして積極的に導入を図るため、平成23年度にガイドラインを制定し、平成24年度からPBLパイロットモデルとして陸上自衛隊の特別輸送ヘリコプターを対象としてPBL手法による契約について手続きを行っているところでございます。平成25年度についても、対象品目を拡大するため、必要な予算の措置をしています。

6 防衛生産・技術基盤の維持・育成

それでは、防衛生産・技術基盤の維持・育成に関しましてお話をします。

まず、先程も少し述べましたが、防衛生産・技術基盤に関しては、研究会を設置して検討を行いました。

(1) 問題意識等

この研究会における問題意識としては、資金面でも、あるいは技術的な問題をとってみても、日本一国ですべての生産・技術基盤を維持していくことはたいへん困難な状況であり、国際共同開発・生産を視野に入れつつ、国内に真に保持すべき基盤を見極めて、そのための対策を講じることが必要だということが、この研究会の中で議論されました。

防衛予算は、平成17年より以前は主要装備品等契約額（主要装備品等の取得額）のほうが多かったわけですが、これ以降は装備品の維持・整備の経費のほうが多くなってしまいました。技術が進展して装備品が高性能化・複雑化するにしたがって開発製造コストが上昇し、その結果として当然装備品の単価が高騰します。防衛予算が増えない場合、単価が上がると調達数量を減少させなければなりません。そして、調達数量が減少するので、また単価が高騰するという悪循環が生じます。

先にご紹介しましたとおり、取得の経費が減少していますので、より一層調達数量が減少している。他方で、様々な技術の導入により一般的には維持・整備のコストも上昇するため、さらに悪循環が進展し、非常に厳しい状況にあります。

また、我々防衛省のほうで把握をしている限りですが、防衛装備品関連工場等の年間操業時間が減少傾向にあり、これが企業の経営に影響を及ぼすことは明らかで、中には撤退や生産辞退された企業もあると伺っています。その中に、非常に希少性の高い技術を持っている場合もあり、そういったものをどのように維持していくのかということが大きな課題になっていると認識しています。

また、世界の防衛産業の状況について、20年程前から世界の主要な防衛産業、特に航空機産業を中心にプライム企業のレベルで再編が進展しており、規模の拡大による競争力の強化というものを指向しています。

こうした取組みの成果もあって、世界の防衛産業の防衛売上額上位25社はそのほとんどが欧米系企業になっています。我が国の場合は一般的にこの国際的な市場で競争していないので、売上高で見ると上位にはないという状況です。これら諸外国の動向についても研究会の中で議論されましたが、諸外国においても我が国と同様に財政事情の厳しさや、装備品の高性能化によって一国だけではなかなか技術的な需要を補えないなど、

様々な事情があったと認識しています。

例えば、米国の場合には、国内産業の状況について産業能力年次報告という形で議会に報告をするということになっております。私が認識している限りでは、これまで米国政府が明確に選択と集中という方針を打ち出したことはなかったように理解をしておりますが、ただ米国政府の中では一般的には予算が厳しくなってくる中で、重点投資分野みたいなものというのを考えなければいけないのではないかという議論は繰り返し出てきており、冷戦終結後、大きく予算が削減した時期があって、そういう中で防衛産業の統合・再編が進展していきました。その後、また防衛予算が上昇傾向に転じ、必ずしも重点投資分野を特定していかなければいけないというほど、追い詰められた状況は少なくとも比較的最近まではなかったと推察しております。

ただ、これから先、米国の財政事情も非常に厳しくなってきていますし、今の財政状況を考えると、再び議論がなされる可能性はあるのではないかと、そういう見方をする者も米国の有識者の中にはいるようです。

英国につきましては、2005年に防衛産業戦略として、個別に航空機産業であるとか、いくつか重要な産業、あるいは装備の分野ごとにどういったところを重視すべきなのかという文書が発出されています。そういう意味では同じような問題意識が英国にもあったのではいかと考えております。ただ、一番最近の英国防省の防衛産業に関する文書を見ると、必ずしも同じような考えで文書がまとめられてはいないようです。

先程述べました米国の年次報告では、米国防総省としては原則として市場に不介入であるけれども、絶対的に必要なときには重要不可欠な産業能力を創造するために介入というように示されています。

他方で、英国の防衛産業戦略では、2005年当時、抽出された重要技術分野については研究・開発投資などにおいて戦略的に取り組むといったように、明確に選択と集中という考え方が示されています。加えて、英国の防衛産業とも対話し、様々な方策を検討するといった方針をかなり明確にしており、米国と英国では相当異なるものであったと理解しています。

これら議論の結果として、平成24年6月に報告書が取りまとめられたところです。

(2) 防衛生産・技術基盤研究会最終報告

研究会で取りまとめられた報告書では、我が国に保持すべき防衛生産・技術基盤として選択と集中という考え方の中で、我が国に保持すべき重要分野を選定する必要があるということをご提言いただきました。重要分野の考え方・示し方、あるいは選定の方法について様々な手法の一例を示された上で、防衛省内で検討を促進する旨が提言されました。

また、防衛産業組織につきましては、今の防衛生産・技術基盤の現状や課題を克服する一つの手段として事業の連携や、あるいは事業部門を超えた統合というものが有効な手段となり得るという認識が示されており、必要があれば政府としても何かのご支援ができるような手段を講じなければいけないのではないかと、というようなご提言をいただきました。

それから防衛技術について、防衛技術と民生品技術との間のいわゆるデュアルユースに関しまして、ボーダーレス化が進展しており、防衛技術基盤等の維持において、両用技術というもの、あるいは汎用技術というものについても考慮していく必要があるだろう、また、中長期的に視点に立って技術研究をやっていく必要があるということもご提

言をいただきました。これにつきましては、防衛省技術研究本部が、研究・開発を管理しておりますが、この研究・開発予算が、従前に比べてかなり落ち込んできている、あるいは、その中で基礎的な研究に充てる予算が少なくなりがちである旨が述べられ、そういう問題意識を持って、ご提言をいただきました。

国際共同開発・生産に関する考え方につきましては、国際共同開発・生産の対象となる可能性がある分野を示すべき、というご提言をいただきました。

最後に政府として取るべき施策について、制度的な問題として競争環境の構築や調達手法の改善などについても検討をすべき旨をご提言いただきました。

(3) 今後の検討

これまで述べてきました研究会の報告書を受けて、現在、防衛省内でご提言をいただいた五つの柱に沿って検討を進めているところです。今すぐに検討結果をお示しできる段階にはございませんが、我々といたしましては防衛生産・技術基盤の重要性は認識しているところです。予算の制約により、選択と集中を行うことも重要な課題ですが、それと同時に、例えば、調達手法・契約手法の改善や、適切な形で事業に従事できる環境を整えることも重要な課題であると認識しています。

できる限り多くの皆様のご意見も頂戴しながら検討を進めていきたいと考えておりますので、引き続きよろしくご支援・ご協力を賜りますよう、お願いいたします。

平成24年度 業務実施状況

情報セキュリティ技術セミナー

情報セキュリティ技術セミナーとして、2月20日（水）ホテルグランドヒル市ヶ谷において4回の講演と器材展示・デモンストレーションを実施いたしました。

第1回目は、トレンドマイクロ株式会社のセキュリティエバンジェリスト 染谷征良講師が、「なぜ防げない、サイバー攻撃—その偽装と隠蔽のテクニックとは？」と題して講演されました。標的型メール偽装の実例として、正規アプリ、正規マーケットの偽装、クレジット会社を偽装、法的機関を偽装するなど偽装テクニックがより洗練されていると説明されました。

その対策として、攻撃手法に応じた対策の導入について詳しく解説されました。

本講演には、FAX、メールにより申し込まれた134名の方が参加されました。



第2回目は、株式会社シマンテック総合研究所代表取締役社長 山内正講師が「スマートデバイスに求められるセキュリティ対策」と題して講演されました。

サイバー空間の脅威動向として、セキュリティ脅威は加速度的に増加・多様化している中でもAndroidを狙うマルウェアの増大が顕著であると説明されました。また、今後のセキュリティ脅威予測として2013年の予測も紹介されました。

モバイルを活かす環境対策で重要な要素やセキュリティ確保に必要な新たな取組も紹介されました。

さらに、今後求められるセキュリティとして、インテリジェンス（インフォメーションを分析、評価して、洞察する能力）の活用が必要であると説明されました。

本講演には、FAX、メールにより申し込まれた130名の方が参加されました。



第3回目は、独立行政法人 情報処理推進機構情報セキュリティ技術ラボラトリー研究員 青木眞夫講師が「サイバー攻撃の脅威とその対応」～手口の高度化・巧妙化とスマートフォンをめぐる脅威～と題して講演されました。

ネットワークに接続するデバイス（特にスマートフォン）の登場で新たにサイバー攻撃による脅威が発生している。また、制御系システムのオープン化により攻撃されやすい環境になってきたと説明されました。標的型メール攻撃に関しては偽装のテクニックが巧妙化し、加えて心理的なテクニック「至急」「緊急」等の用語を駆使して攻撃用メールを開かせる状況を作り出していると説明されました。

さらに、各種インフラシステムが繋がることにより、サイバー攻撃の脅威が著しく増大すること。それらの対策について詳しく解説されました。

本講演には、FAX、メールにより申し込まれた209名の方が参加されました。



第4回目は、情報セキュリティ大学院大学客員研究員 岩崎正治講師が「高度なサイバー攻撃の特徴を踏まえた対策の考え方について」と題して講演されました。

高度なサイバー攻撃のプロセスを4段階に分類し、第1段階「事前調査」、第2段階「侵入」、第3段階「攻撃準備」、第4段階「攻撃実行」について詳しく解説されました。

次に、対策の考え方について、攻撃のシステム侵入は避けられないものとして対策が必要で、攻撃の各段階において複数の対策を多層的に講じる必要があると説明されました。

この講演は、本年度、当協会が募集しました「情報セキュリティ懸賞論文」最優秀賞受賞作品の内容について説明されたものです。

本講演には、FAX、メールにより申し込まれた210名の方が参加されました。



掲 示 板

1 平成 25 年度 防衛調達講習会「入門編」を実施する予定です。

(1) 実施時期

- ① 「入門編（前期）」：平成 25 年 5 月
- ② 「入門編（後期）」：平成 25 年 10 月

(2) 実施場所

ホテルグランドヒル市ヶ谷

(3) 講習会の対象者及び定員

- ① 対象者：防衛調達関連企業の防衛調達初任の方々
- ② 定 員：各 40 名程度

(4) 受講料

1 人当たり 9,000 円（教材費含む。）

2 平成 25 年度 防衛調達講習会「専修科」を実施する予定です。

(1) 実施時期

- ① 「専修科（第 1 回）」：平成 25 年 7 月
- ② 「専修科（第 2 回）」：平成 25 年 8 月

(2) 実施場所

ホテルグランドヒル市ヶ谷

(3) 講習会の対象者及び定員

- ① 対象者：防衛調達関連企業の防衛調達推進の中核となるべきの方々
（目的：中核となる人材育成を支援するため、契約、原価計算、契約管理の場で生起する様々な事例研究を通じて防衛調達に関する識見・技能向上の機会を提供するものです。）

- ② 定 員：各 15 名程度

(4) 受講料

1 人当たり 14,000 円（教材なし。）

3 詳細は、当協会のホームページをご覧ください。

(URL <http://www.bsk-z.or.jp>)

4 機関誌「防衛調達と情報セキュリティ」休刊のお知らせ

平成 25 年度は、内容の充実を検討するため休刊とさせていただきます。

当協会の機関誌（ホームページ）を閲覧頂き誠に有難うございました。

編集後記

▽ 防衛関係費は対前年度比400億円（0.8%）増の4兆7,538億円で、11年ぶりの増額となるようです。

政府は平成25年度予算案を2月28日に国会に提出されました。5月の大型連休前の成立を目指すとのことでした。

▽ 1月15日、アルジェリア南東部・イナメナスの天然ガスプラントでイスラム武装勢力に襲撃され、現地で働いていたプラント建設大手、日揮（横浜市）の日本人駐在員10名の方が犠牲になられた悲惨な事件がありました。

安倍晋三首相は1月21日夜に開かれたアルジェリア人質事件政府対策本部で、世界の最前線で活躍する日本人が、何の罪もない人々が犠牲となり、痛恨の極みだ。無辜（むこ）の市民を巻き込んだ卑劣なテロ行為は決して許されるものではなく、断固として非難する。わが国は引き続き国際社会と連携して、テロと戦う決意だと発言しています。

▽ 米ワシントン・ポスト紙は1月27日、複数の当局者の話として、国防総省がサイバーセキュリティ部門の大規模な増員計画を承認したと伝えました。増加するハッカー行為への対応や海外の対立組織への作戦実施の強化が目的とのこと。同紙によると、当局者はサイバーセキュリティ部門の人員を現在の900人から、5倍超となる計4,900人に増やす見通しだと述べています。

計画では、サイバー軍内に、送電・配電網などを強化しコンピューターシステムを保護する「国家安全部隊」、海外の司令官による攻撃実行などで支援を提供する「戦闘部隊」、国防総省のシステムを保護する「サイバー保護部隊」の3部門を設置するとのこと。

▽ 日本の政府機関や企業などを対象にした国内外からのサイバー攻撃関連の通信が、2012年だけで少なくとも約78億件もあったことが、総務省所管の独立行政法人、情報通信研究機構（NICT）の調査で2月10日わかったそうです。サイバー攻撃関連の通信は調査を始めた2005年が約3.1億件だったの対し、5年後の2010年には20倍近い約56.5億件にまで増加。2011年は東日本大震災で一部の観測センサーの機能しない時期があったために減ったものの、2012年は78億件にまで増えたとのこと。

出来るだけの予防策を講じたいものです。

本誌の記事中、意見にわたるものは、執筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

防衛調達と情報セキュリティ
平成25年3月号(通巻第16号)

禁無断転載・複製

発行 公益財団法人 防衛基盤整備協会
編集 防衛調達研究センター刊行物等編集委員会
〒160-0003

東京都新宿区本塩町21番3の2 共済1号館

電話 03-3358-8754

FAX 03-3358-8735

URL <http://www.bsk-z.or.jp>

